

内閣府、総務省、法務省、
○文部科学省、厚生労働省、農林水産省、令第 号
経済産業省、国土交通省、環境省

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）（附則第二条第八項の規定により読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第六十五条第一項第二号（同法第一百七十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和元年 月 日

内閣総理大臣	安倍 晋三
総務大臣	高市 早苗
法務大臣	三好 雅子
文部科学大臣	萩生田光一
厚生労働大臣	加藤 勝信
農林水産大臣	江藤 拓

経済産業大臣 梶山 弘志
国土交通大臣 赤羽 一嘉
環境大臣 小泉進次郎

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

内閣府、総務省、法務省、
文科科学省、厚生労働省、農林水産省、令第一号)の一
経済産業省、国土交通省、環境省

部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
<p>(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)</p> <p>第十四条の二 改正法附則第二条第八項の規定により読み替えて適用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第六十五条第一項第二号(同法第七十七条において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p> <p>(保険契約の移転に係る備置書類)</p> <p>第十六条 改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第三百三十六条の二第一項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第三百三十五条第三項に規定する移転業者(以下この章において単に「移転業者」という。)並びに改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第三百三十五条第一項に規定する移転先法人(以下この章において単に「移転先法人」という。)の貸借対照表(移転先法人にあつては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百二十三条第二項(同法第九十九条において</p>	<p>「条を加える。」</p> <p>(保険契約の移転に係る備置書類)</p> <p>第十六条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第三百三十五条第三項に規定する移転業者(以下この章において単に「移転業者」という。)並びに改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第三百三十五条第一項に規定する移転先法人(以下この章において単に「移転先法人」という。)の貸借対照表(移転先法人にあつては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二百二十三条第二</p>

準用する場合を含む。)の規定により作成した貸借対照表及び別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表。第十九条第二項第四号において同じ。)

項(同法第百九十九条において準用する場合を含む。)の規定により作成した貸借対照表及び別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表。第十九条第二項第四号において同じ。)

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十二月十四日）から施行する。